

第六十一号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部第一の款中「に基づく事務」を「及び都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）に基づく事務」に改め、同款一の項イ中「三万四千元」を「三万九千元」に、「六万五千元」を「七万六千元」に、「十三万三千元」を「十四万九千元」に、「二十万円」を「二十二万五千元」に、「二十六万一千円」を「三十万五千元」に、「三十三万七千元」を「三十七万円」に、「四十六万円」を「四十九万七千元」に改め、同項ロ中「二万円」を「二万一千円」に、「四万六千元」を「五万一千円」に、「十万円」を「十一万三千元」に、「十八万五千元」を「二十万四千元」に、「三十万七千元」を「三十四万円」に、「四十一万五千元」を「四十五万七千元」に、「五十二万一千円」を「五十六万七千元」に、「七十三万七千元」を「七十九万五千元」に改め、同項ハ(1)中「十三万一千円」を「十四万一千円」に改め、同項ハ(2)中「十九万九千元」を「二十一万五千元」に改め、同項ハ(3)中「二十九万二千元」を「三十二万円」に改め、同項ハ(4)中「三十四万八千元」を「三十七万九千元」に改め、同項ハ(5)中「五十二万五千元」を「五十七万三千元」に改め、同項ハ(6)中「五十九万九千元」を「六十五万四千元」に改め、同項ハ(7)中「七十四万六千元」を「八十万八千元」に改め、同項ハ(8)及び同款二の項中「百万四千元」を「百万八千元」に改め、同款八の項中「用紙一枚」を「一通」に改め、同款八の項の次に次のように加える。

九 都市計画法施行規則第六十条の規定に基づく証明書の — 証明書の交付手数料 — 一通につき — 交付申請のと

交付

九百円

き。

別表一の部第二の款中「宅地造成等規制法（）」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（）」に、「に基づく事務」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第 号）」に基づく事務」に改め、同条一の項中「宅地造成等規制法第八条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第十二条第一項」に、「宅地造成に」を「宅地造成等又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に」に、

宅地造成工事許可申請手数料

切土又は盛土をする土地の面積に応じ次に掲げる額

を

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
工事許可申請手数料

イ 宅地造成又は特定盛土等を行う場合
切土又は盛土をする土地の面積
に応じ次に掲げる額

に改め、同項(1)中「一万八千円」を「二万円」に改め、同項(2)中「三万一千

円」を「三万四千円」に改め、同項(3)中「四万六千円」を「五万四千円」に改め、同項(4)中「七万四千円」を「八万九千円」に改め、同項(5)中「十万六千円」を「十二万三千円」に改め、同項(6)中「十七万二千円」を「二十万一千円」に改め、同項(7)中「十八万八千円」を「二十二万円」に改め、同項(8)中「二十四万三千円」を「二十七万五千円」に改め、同項(9)中「三十三万一千円」を「三十六万四千円」に改め、同項(10)中「四十八万九千円」を「五十三万三千円」に改め、同項に次のように加え

る。

ロ 土石の堆積を行う場合 土石の堆積をする土地の面積に応じ次に掲げる額

- (1) 五百平方メートル 一万八千円以内のもの
- (2) 五百平方メートルを超え、千平方メートル以内のもの 二万八千円
- (3) 千平方メートルを超え、二千平方メートル以内のもの 三万五千円
- (4) 二千平方メートルを超え、五千平方メートル以内のもの 五万四千円
- (5) 五千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの 六万六千円
- (6) 一万平方メートルを超え、二万平方メートル以内のもの 十二万一千円

- メートル以内のもの
- (7) 二万平方メートル 十三万四千
を越え、四万平方
メートル以内のもの
- (8) 四万平方メートル 十六万三千
を越え、七万平方
メートル以内のもの
- (9) 七万平方メートル 二十万七千
を越え、十万平方
メートル以内のもの
- (10) 十万平方メートル 二十九万二
を越えるもの 千円

別表一の部第二の款二の項中「宅地造成等規制法第十二条第一項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法第十六条第一項」に、「基づく宅地造成」を「基づく宅地造成等又は同法第三十五条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積」に、

「宅地造成工事変更許可申請手数料

変更許可申請一件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が四十八万九千円を越えるときは、その手数料の額は、四十八万九千円

を

とする。

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積
工事変更許可申請手数料

イ 宅地造成又は特定盛土等を行う場
合 変更許可申請一件につき、次に
掲げる額を合算した額。ただし、そ
の額が五十三万三千円を超えると
きは、その手数料の額は、五十三万三
千円とする。

に次のように加える。

に改め、同項(1)及び(2)中「宅地造成」の下に「又は特定盛土等」を加え、同項

ロ 土石の堆積を行う場合 変更許可
申請一件につき、次に掲げる額を合
算した額。ただし、その額が二十九
万二千円を超えるときは、その手
料の額は、二十九万二千円とする。
(1) 土石の堆積に関する工事の設計
の変更(2)のみに該当する場合を
除く。)については、土石の堆積

別表一の部第二の款二の項の次に次のように加える。

三 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第八十八条の規定に基づく証明書の交付

四 宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例第五条第三項

をする土地の面積（2）に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ一の項に規定する額に十分の一を乗じて得た額

(2) 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ一の項に規定する額

(3) その他の変更については、一万五千円

証明書の交付手数料 一通につき九百円

盛土規制法調書の写しの交付手数料

交付申請のとき。

交付申請のと

に基づく盛土規制法調書の写しの交付

一通につき七百円

き。

別表一の部第七の款一の項及び十四の二の項中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同款中四十五の項から四十九の項までを四十七の項から五十一の項までとし、四十四の項の次に次のように加える。

四十五 建築基準法施行令第三百三十七条の第十二第六項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査

既存建築物の敷地と道路 二万八千円
との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料
認定申請のとき。

四十六 建築基準法施行令第三百三十七条の第十二第七項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査

既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料
認定申請のとき。

別表三の部中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に」に改め、同部一の項から五の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部六の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「一層の向上」に改め、同部備考三及び備考四中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部備考六中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同部備考八から備考十までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

附 則

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表一の部第一の款及び第二の款の改正規定並びに次項の規定

は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和六年東京都条例第 号）の施行の日から施行する。

2 前項ただし書に規定する改正規定（別表一の部第二の款に係るものに限る。）の施行の際、現に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文の許可を受けている同項の宅地造成に関する工事の同法第十二条第一項の規定による変更の許可の申請については、この条例による改正前の東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第二の款一の項及び二の項の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）の施行に伴い、宅地造成に関する工事許可申請手数料に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。